

船舶事故調査報告書

平成30年4月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷																			
発生日時	平成29年5月27日 06時00分ごろ																			
発生場所	京都府伊根町本庄港東方沖 本庄港北防波堤灯台から真方位089° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 45.3′ 東経135° 17.5′）																			
事故の概要	遊漁船安全丸は、北北西進中、釣り客1人が負傷した。																			
事故調査の経過	平成29年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																			
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 安全丸、7.9トン KT2-1020（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.25m×1.20m、FRP ディーゼル機関、423.00kW、昭和62年7月18日 第251-12758号（船舶検査済票の番号）																			
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年4月7日 免許証交付日 平成25年3月7日 （平成30年4月29日まで有効） 釣り客A 男性 52歳																			
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）																			
損傷	なし																			
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約2m、潮汐 下げ潮の初期 本事故発生場所の南方約12.6Mに位置する宮津地域気象観測所及び西方約10.1Mに位置する間人 ^{たいざ} 地域気象観測所の各観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">宮津</th> <th colspan="2">間人</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td> <td>西</td> <td>1.6</td> <td>南東</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>05:20</td> <td>西北西</td> <td>2.1</td> <td>南東</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	宮津		間人		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	05:00	西	1.6	南東	1.1	05:20	西北西	2.1	南東	0.6
時刻 (時：分)	宮津		間人																	
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																
05:00	西	1.6	南東	1.1																
05:20	西北西	2.1	南東	0.6																

05:40	西北西	1.3	東南東	0.8
06:00	西北西	0.7	南東	0.6

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による福井県敦賀市敦賀港（本事故発生場所の東方約36.5M）及び兵庫県香美町柴山港（本事故発生場所の西方約30.5M）の波浪観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時：分)	敦賀港			柴山港		
	有義波*1		波向	有義波		波向
	波高 (m)	周期 (s)		波高 (m)	周期 (s)	
05:00	1.99	7.8	西北西	1.50	7.2	北西
05:20	2.03	7.8	西北西	1.51	7.0	北西
05:40	1.86	7.7	北西	1.46	7.7	北北西
06:00	1.94	8.0	西北西	1.61	7.3	北北西

京都府宮津市及び伊根町には、平成29年5月26日16時25分に強風及び波浪注意報が、山陰沖東部及び若狭湾付近には、26日17時35分に海上風警報が発表され、本事故当時いずれも継続中であった。

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客3人を乗せ、釣りの目的で、平成29年5月27日05時10分ごろ京都府京丹後市経ヶ岬沖の釣り場に向けて宮津市養老漁港里波見泊地を出航した。

本船は、うねりを伴う波高約1.0～1.5mの波浪がある状況下、約15ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、丹後半島東岸沖を手動操舵により北進した。

釣り客4人は、釣り客Aが前部甲板中央部の床に船尾方を向いて船体をつかんで座り、2人が操舵室後部の客室で仮眠をとっており、1人が前部甲板に設置した右舷側の長椅子の最後部にまたがって腰を掛け、操舵室前壁に背をもたれていた。

船長は、本船が波浪を左舷前方から受け、横揺れはほとんど感じないものの、縦揺れを繰り返し、時々波高約2mの波浪に出会う状況で航行を続けた。

本船は、波浪を左舷前方から受けながら本庄港東方沖を北北西進中、06時00分ごろ、波高約2mの波浪を乗り越えたところ、船体が大きく縦揺れし、船首部船底を波間に打ち付けて衝撃を受けた。

釣り客Aは、衝撃を臀部から腰部に受けて負傷した。

船長は、前部甲板にいたもう1人の釣り客から釣り客Aが痛みを訴

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最大波ともいう。

	<p>えている旨を聞き、直ちに引き返して発航地に戻り、救急車を要請した。</p> <p>釣り客Aは、救急車で医療センターに搬送され、腰椎圧迫骨折及び腰椎破裂骨折と診断されて約1か月の入院加療に引き続き、約1か月の自宅静養を要した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 前部甲板 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、5月26日18時50分ごろ、テレビ放送により本事故当日の気象及び海象情報を確認し、沖合で波高3m、若狭湾内で波高1.5～2mの波浪が予想され、付近に海上風警報、波浪注意報等が発表されている旨、また、出航前に、先に出航していた僚船から海象状況を聞き、うねりがある旨の情報を得ていた。</p> <p>船長は、出航前に見た養老漁港沖の海面の状況及び入手していた気象情報を総合し、西寄りの波浪なので、丹後半島の陸岸に近い漁場ならばなんとか釣りを行えるものと思い、出航した。</p> <p>本船の業務規程には、出航中止基準として、出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、海上警報（波浪、風、霧等）の発令中、出航地の波高が1.5mなどの状況となっている場合、出航を中止する旨、また、帰港基準として、出航中止基準と同じ状況に至った場合、帰航する旨記載されていた。</p> <p>また、本船の業務規程には、安全の確保のため船長が遵守すべき事項として、波の影響等に関する次のことが記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。 <p>船長は、ふだんは約17knの速力で航行するところを約15knに減速していたので、これまでの経験から、本事故時の波浪の状況では、船体動揺があっても釣り客が負傷するまでのことはないものと思い、前部甲板にいる釣り客に対して後方への誘導を行っていなかった。</p> <p>船長は、釣り客を後方へ移動させるなり、大幅に速力を減じるなり、出航を取りやめるなりしておくことで、本事故の発生を防げたものと本事故後に思った。</p> <p>釣り客Aは、本船や他の遊漁船の乗船経験が豊富であったが、本事故時のような波浪による船体の縦揺れを経験したことは初めてであった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、本庄港東方沖において、波浪を左舷前方から受けて縦揺れを繰り返しながら北北西進中、波高約2mの波浪を乗り越えた際、船体が縦揺れして船首部船底を波間に打ち付けたことから、前部甲板中央部にいた釣り客Aが、衝撃を臀部から腰部に受けて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、気象及び海象情報を入手していたものの、丹後半島の陸岸に近い漁場ならば釣りを行えるものと思ひ、出航したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が縦揺れを繰り返しながら航行中、船体動揺があっても釣り客が負傷するまでのことはないものと思ひ、前部甲板にいる釣り客に対して後方への誘導を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本庄港東方沖において、波浪を左舷前方から受けて縦揺れを繰り返しながら北北西進中、波高約2mの波浪を乗り越えた際、船体が縦揺れして船首部船底を波間に打ち付けたため、前部甲板中央部にいた釣り客Aが、衝撃を臀部から腰部に受けたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務規程中の出航中止基準及び帰港基準を遵守すること。 ・縦揺れを繰り返しながら航行する際は、釣り客を動揺が比較的小さい船体中央より後方へ乗せ、速力を大幅に減じること。

付図1 事故発生経過概略図

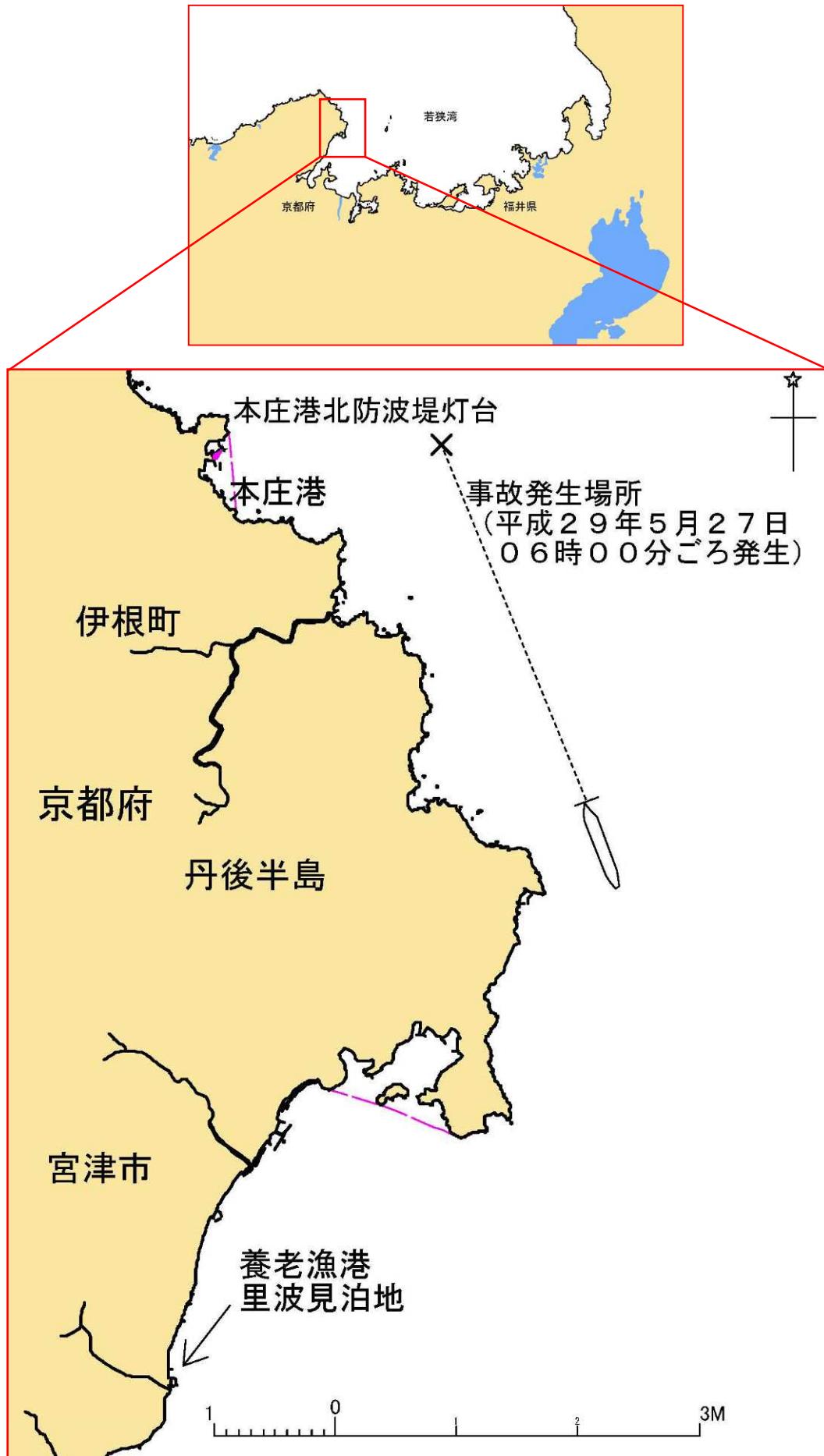


写真1 前部甲板

